

秋田市告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道 (50310)	旧	上北手御所野 野形線	秋田市御所野元町三丁目32番1地先	288.00	6.00
			秋田市上北手御所野字野形9番1地先		～ 6.00
市道 (50310)	新	上北手御所野 野形線	秋田市御所野元町三丁目31番地内	288.00	6.00
			秋田市御所野元町四丁目12番31地先		～ 12.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和4年6月3日

3 縦覧期間

令和4年6月3日から同月22日まで。ただし、土曜日および日曜日を
除く、午前8時30分から午後5時15分まで